

「地域生活部会」中間報告について

1 報告事項

(1) 第15回地域生活部会（平成28年7月7日開催）

ア 第26回刈谷市障害者自立支援協議会における地域生活部会関係の報告について

刈谷市障害者自立支援協議会（平成28年5月20日開催）にて報告した地域生活部会での昨年度の検討事項と結果及び今年度の検討事項を確認した。

イ 障害者差別解消法の対応方法の周知

平成28年4月より施行された障害者差別解消法の理解促進を図るためのセミナーの開催方法について検討した。実施日は、平成28年10月28日（金）を予定。

(ア) 障害者差別解消法を周知するのみではなく、その対応方法について意見を交わし、サービスを提供する事業者等と当事者である障害者の相互理解を深めることを目的とした。

(イ) 法の趣旨や内容を正しく理解して頂くために、障害者差別解消法に精通し、刈谷市の実態をよくご存知である都築先生を講師とした基調講演を行うこととした。

(ウ) 知的障害者のように、差別を受けていることも気づかず、バリアを取り除く要求をすることも出来ない方もいることから、サービスを提供する事業者等と、サービスを受ける当事者で、障害者差別解消法に対する相互の意識を共有することを目的としたパネルディスカッションを実施することとした。

(エ) セミナー参加者は、サービスを提供する立場として、市内の福祉サービス事業者、地域包括支援センター、民生委員・児童委員連絡協議会（障害者福祉部会）と、当事者である身体・知的・精神の3団体を対象とし、多くの方に参加して頂けるよう人数制限は設けないこととした。

ウ 地域移行支援事業の追跡調査

(ア) 平成27年度に実施したような画一的なアンケートではなく、各個人毎に追跡調査を実施することとした。平成27年度に絞込みを行った精神障害者

が入院する病院の内、まだ訪問していない病院へ訪問し、地域移行支援事業の説明及び各個人毎の状況について聞き取り調査を行う。病院訪問においては、市役所、基幹相談支援センター、部会長の他、衣浦東部保健所にも同行して頂く予定としている。

(イ) 地域移行支援事業として初めての支給決定を行った。事業所は相談支援事業所こころ悠々で、対象者が入院している病院は大府病院である。期間は平成28年6月1日から平成28年11月30日。

2 総括及び検討課題

(1) 障害者差別解消法の対応方法の周知について

障害者差別解消法セミナーの開催により、法の趣旨や内容の理解促進と、サービスを提供する事業者等と当事者である障害者の相互理解が図られる見込みとなった。今回のセミナーのパネルディスカッションにおける様々な立場からの意見を振り返り、今後の障害者差別解消法推進の方向性を検討する。

(2) 地域移行支援事業の追跡調査について

追跡調査を通じて病院との連携体制を構築し、地域移行支援事業の制度利用の増加を図るとともに、大府病院の事例における課題を把握し、今後の地域移行支援事業の運用における要点を整理する。